

グリーン購入推進方針・ ガイドライン

石狩市

令和4年4月

目次

1 グリーン購入推進方針

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 各種計画との位置づけ・・・・・・・・ P 1
- (3) 基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (4) 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (5) 対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (6) 調達目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (7) 判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (8) 実績把握等・・・・・・・・ P 2
- (9) 情報共有等・・・・・・・・ P 3
- (10) 方針等の見直し・・・・・・・・ P 3

2 グリーン購入ガイドライン

- (1) ガイドラインについて・・・・・・・・ P 4
- (2) グリーン購入とは・・・・・・・・ P 4
- (3) グリーン購入の意義・・・・・・・・ P 4
- (4) グリーン購入手順・・・・・・・・ P 5
- (5) グリーン購入推進目標・・・・・・・・ P 7
- (6) グリーン購入の取り組み方・・・・・・・・ P 7
- (7) 分野ごとの対象品目と判断基準・・・・・・・・ P 8～34
- 【参考】 判断基準となる環境ラベル・・・・・・・・ P 35
- 【参考】 Q&A・・・・・・・・ P 38～39

1 グリーン購入推進方針

(1) 目的

我々が直面している環境問題は、気候変動や環境汚染、生物多様性の損失、資源の枯渇、廃棄物処理など私たちの暮らしに必要な環境基盤を破壊し悪影響を及ぼしています。今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動のあり方そのものを見直し、持続可能な発展に変革することが不可欠です。

日本では、平成 12 (2000) 年に環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」が制定され、環境負荷の低減に資する物品・役務などについて調達の推進を図り、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指しています。

また、国際社会では、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs) の一つに、持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれました。このようなことから、持続可能な社会の構築のための手段の一つとして「グリーン購入」の重要性が再認識されている。

本市は、令和 2 (2020) 年に、ゼロカーボンシティ宣言をし、あらゆる施策を通じて、その実現が求められています。石狩市第 3 次環境基本計画では、SDGs や地域循環共生圏の理念に基づき、「脱炭素」「資源循環」「生物多様性」「安心・安全」を長期的な目標として掲げており、それらの目標を達成するための一つの取り組みとして「石狩市グリーン購入方針」を見直し、自らが計画的にグリーン購入に努めることを促進するため、本方針を定めます。

(2) 各種計画と位置づけ

グリーン購入は、気候変動対策や廃棄物の削減・資源循環の促進を果たすための手段の一つであることから、令和 3 年 3 月に改訂した「石狩市地球温暖化対策推進計画 (事務事業編)」及び「石狩市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」の施策として位置づけられている。

本市では、平成 15 (2003) 年に「石狩市グリーン購入方針」を策定し、その方針に基づき「グリーン購入推進連絡会議」において、半年ごとの実績報告及び結果公表を実施していたが、平成 24 (2014) 年に、グリーン購入推進連絡会議及び実績報告等を廃止。その後は、それぞれが自主的にグリーン購入に努めることとしていたが、今一度、全庁、全職員が同じ意識を持ち、持続可能な社会を目指す必要がある。

(3) 基本原則

物品等の購入 (リース、レンタル契約も含む。) にあたり、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び次の要件を考慮するとともに長期間の使用に努め、適正使用・分別廃棄等を確実に実施すること。なお、グリーン購入を理由として購入総量が増加することがないように配慮すること。

- (1) 物品等の必要性について
 - ア 購入の必要性を十分検討して、必要なものを必要な量だけ購入すること。
- (2) 物品等の選択について
 - ア 環境や人の健康に被害を及ぼすような物質の使用及び放出が削減されていること。
 - イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - エ 長期間の利用ができること。
 - オ 再使用が可能であること。
 - カ リサイクルが可能であること。
 - キ 再生された素材や再使用された部品を利用していること。
 - ク 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (3) 物品等の使用について
 - ア 適切な管理を行い、使用すること。
 - イ 省資源・省エネルギーのもと有効利用に努めること。

(4) 対象範囲

市の全ての組織（各種委員会、事務局、出先機関及び施設を含む）を対象とする。

(5) 対象品目

別途定める「石狩市グリーン購入推進ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示す品目とする。

(6) 調達目標

別途定めるガイドラインにて定めるものとする。

(7) 判断基準

「エコマーク」や「グリーン購入法適合マーク」などの環境ラベルが記載されていることを基本とする。詳細については、別途定めるガイドラインにて定めるものとする。

(8) 実績把握等

調達実績の把握及び集計、公表などについては別途定めるガイドラインにて定めるものとする。

(9) 情報共有等

庁内説明会の開催などにより、職員への周知を図るとともに、市民や事業者に対する情報提供などを行い、市域全体でのグリーン購入の促進に努めるものとする。

また、本方針に基づくグリーン購入の実績については、毎年度、環境白書等により公表するものとする。

(10) 方針等の 見直し

本方針及びガイドラインは、グリーン購入法の基準や製品の環境配慮基準などの動向や、当該方針やガイドラインを運用していく中で、職員からの意見・要望・提案などをもらいながら、必要に応じて見直すこととする。

2 グリーン購入ガイドライン

(1) ガイドラインについて

本ガイドラインは、石狩市グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した製品の購入・調達における対象品目、調達目標、判断基準、実績把握などを定めたもの。

各部署で物品等を購入する際は、本ガイドラインの対象品目及び判断基準等を必ず確認してから購入すること。

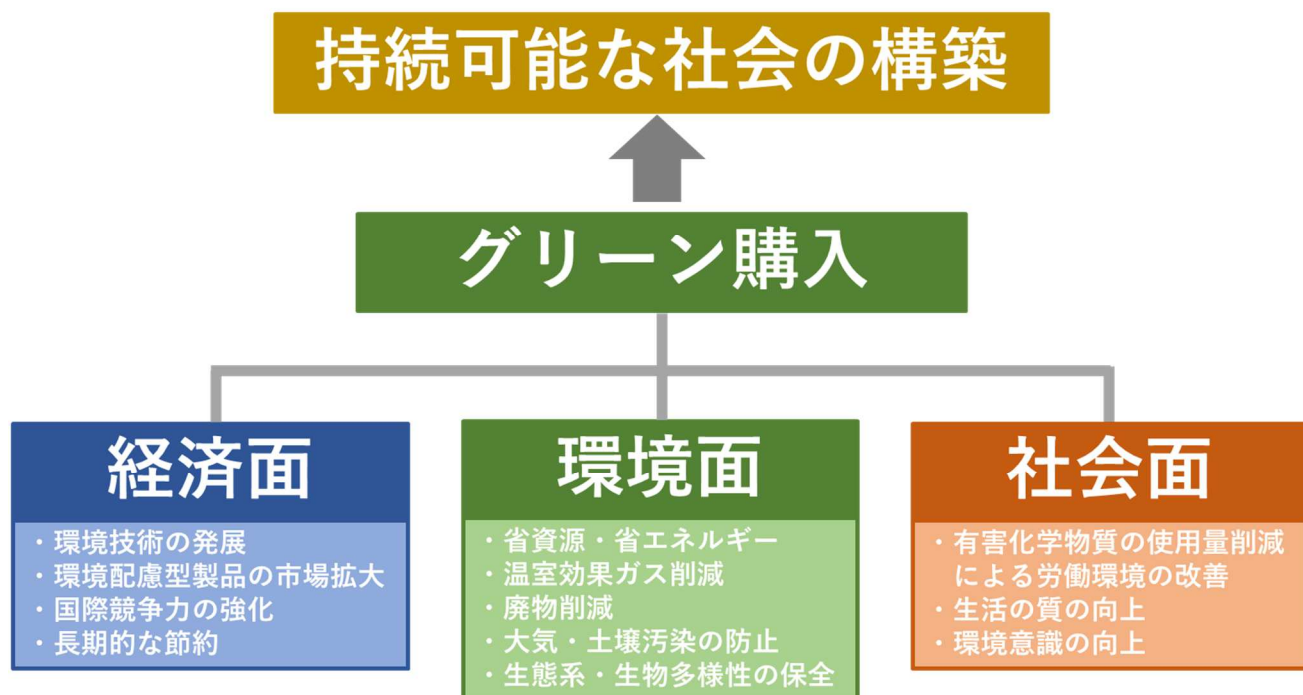
(2) グリーン購入とは

グリーン購入とは、

- 1 本当に必要？なのかを考える
 - 2 購入する際には、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ
 - 3 環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する
- これらの意識を持ちながら、製品やサービスを購入すること。

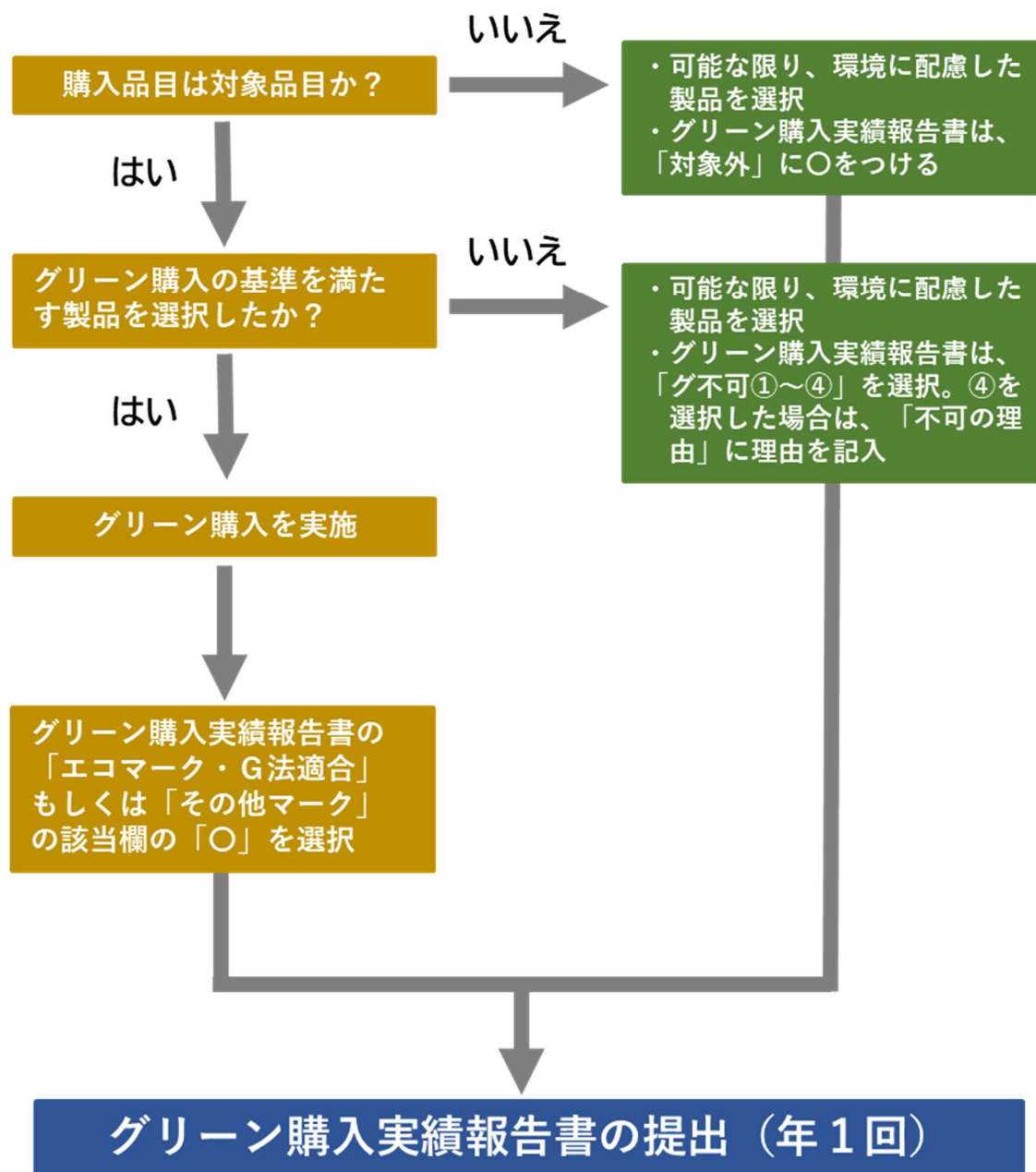
(3) グリーン購入の意義

グリーン購入を実践することにより、環境面だけでなく、社会面や経済面の効果が期待できる。



(4) グリーン購入手順

製品やサービスを購入する際は、下記のフローチャートに沿って、グリーン購入を実施すること。また、グリーン購入を実施できない場合には、可能な限り環境に配慮した製品を選択すること。



※ グリーン購入実績報告書の記入については、次ページの記載例を参照すること。

【実績報告書記載例】

グリーン購入実績報告書											
少額執行決議書起案日			R3.7.27			※委託先等が記入する場合は発注日					
部		課		年度							
環境市民部		環境課		R3							
↓少額執行決議書からコピー&ペースト											
	品名	規格	数量	分野	品目名称	エコマークG法適合	その他マーク	対象外	グ不可	不可の理由	
1	パイロットボードマーカー	WBMAR-10M-R, L, B	3	②文具類	マーキングペン	○					
2	パイロットボードマーカー	WBMA-7SN-B, R	2	②文具類	マーキングペン	○					
3	シヤチハタ X補充インキ 朱	XLR-11N シュ	1	②文具類	朱肉		○				
4	キヤノンインクカートリッジ	BCI-350PGBK	1	④画像機器等	インクカートリッジ	○					
5	キヤノンインクカートリッジ	BCI-351C, Y	2	④画像機器等	インクカートリッジ	○					
6	ニチバン 製本テープ	BK-356	2	②文具類	製本テープ				④：その他	●●●●●●	
7	東芝アルカリ単四10P	LCA LR03L 10MP	1	⑥オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池			○			
8	東芝アルカリ単三10P	LCA LR6L 10MP	1	⑥オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池			○			
9											
10											
						○	○	○		①：要求する品質・規格のものが製造されていないため	
						×	×			②：価格が高く、予算の制約を受けるため	
										③：納品に時間を要し、業務に支障が出るため	
										④：その他	

●グリーン購入の対象品目だが、適合品を購入できなかった場合には、下記①～④を選択し、その理由を「不可の理由」に記載すること。

「グ不可①」：要求する品質・規格のものが製造されていないため

「グ不可②」：価格が高く、予算の制約を受けるため

「グ不可③」：納品に時間を要し、業務に支障が出るため

「グ不可④」：その他

※なお、印刷物（外部発注）については、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、グリーン購入法適合の印刷用紙等の納入が困難な場合は「グ不可④」と入力し、「古紙需給環境の影響により、調達が困難」と記載すること。

(5) グリーン購入 推進目標

石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）の計画期間に合わせ、令和7（2025）年に、各分野における目標値をそれぞれ100%と設定し、毎年の達成率は、環境白書等により公表する。

(6) 取り組み方

- 1 購入する製品等が、グリーン購入の対象品目か確認。
- 2 対象となる場合は、判断基準となる「ラベル」「文言」等がついているものを選択すること。

【判断基準となる代表的な環境ラベル】

グリーン購入法適合商品



エコマーク



上記の他、判断基準となる環境ラベルはP35～に掲載しているので、参考にすること。

- 3 後述する「優先順位1」のものを、まずは選択すること。ただし、やむを得ず選択できない場合は、「優先順位2」（後述）のものを選択すること。

【グリーン購入の具体的な製品情報を調べる上で参考となるホームページ】

- エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース）
ーグリーン購入ネットワーク
<https://www.gpn.jp/econet/>
- エコマーク認定商品検索サイトーエコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/search/search.php>
- グリーン商品ショップーASKUL
<https://www.askul.co.jp/green/>
- 省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>

- 4 後述する「対象品目」の内、使用の上で安全性やその他の要因で、どうしても優先順位1及び2に該当しない品目もありえるため、その場合は、考慮する事項とみなし、優先順位1及び2以外の商品を選択すること。

(7)
分野ごとの対象
品目と判断基準

- 対象品目は「紙類」「文具類」「オフィス家具等」「画像機器等」「パーソナルコンピューター等」「オフィス機器等」「家電製品」「エアコンディショナー等」「温水器等」「照明」「自動車等」「消火器」「制服・作業服等」「インテリア・寝装寝具」「作業手袋」「その他繊維製品」「災害備蓄用品」「ごみ袋等」「印刷物（外部発注）」の19品目とする。
- 判断基準となるラベル等の「優先順位1」から優先して購入すること。

① 紙類	
判断基準となるラベル等	
優先順位1	<p>グリーン購入法適合商品</p>   <p>エコマーク</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>トイレットペーパー及びティッシュペーパーは、古紙配合率100%のもの</p> </div>
優先順位2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>森林認証紙</p>   <p>間伐材紙 間伐材マーク</p>  <p>グリーンマーク</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>色上質紙は古紙パルプが配合されているもの</p> </div>

用途	対象品目	
情報用紙	コピー用紙	PPC用紙、PPCカラー用紙、共用紙など
	フォーム用紙	NIP用紙
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	スーパーファイン紙等
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、マルチカード等
	塗工されている印刷用紙	アート紙、コート紙、マット紙
衛生用紙	トイレットペーパー	
	ティッシュペーパー	ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ

【備考】※対象外の品目

- ・ 特殊紙（トレーシングペーパー等）
- ・ 複写紙、感圧紙（ノーカーボン紙、裏カーボン紙）
- ・ 感熱紙（レジ用、FAX用等）
- ・ 圧着紙（圧着はがき用紙等）
- ・ 耐水紙

② 文具類

判断基準となるラベル等

優先順位 1	<p>グリーン購入法適合商品</p>  	<p>エコマーク</p> 				
優先順位 2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> 	<p>森林認証紙</p> 	<p>間伐材紙 間伐材マーク</p> 	<p>グリーンマーク</p> 	<p>バイオマスマーク</p> 	<p>再生材を使用しているもの</p> 

用途	対象品目	
筆記具	シャープペンシル	ノック式（ホルダー式）、回転式、複合筆記具
	シャープペンシル替芯	
	ボールペン・替芯	
	マーキングペン	蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等
	鉛筆	色鉛筆含む ※クレヨン、クレパスは対象外
印章・ スタンプ台	スタンプ台	※補充インキは対象外
	朱肉	※補充用朱油、朱液は対象外
	印章セット	
	印箱	
	ゴム印	※年製品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外
	回転ゴム印	※年製品の自動印、ナンバリング、チェックライター等は対象外

用途	対象品目	
図案・製図用具	定規	直線定規、三角定規、分度器等 ※製図機、製図台、コンパスは対象外
一般事務用品	トレー	書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等
	消しゴム	砂消し、ペン型等含む
	ステープラー（汎用型） ＜ホッチキス等＞	NO.10の針使用のハンディタイプのもの ※タッカー、電動タイプ対象外
	ステープラー （汎用型以外）	
	ステープラー針リムーバー	
	連射式クリップ（本体） ＜ガチャック等＞	
	事務用修正具（テープ）	交換用カートリッジ、カバーテープ等含む
	事務用修正具（液状）	※補充液は対象外
	クラフトテープ	
	粘着テープ（布粘着）	
	両面粘着紙テープ	
	セロハンテープ	
	メンディングテープ	
	OPP、透明梱包テープ	
	製本テープ	ホットメルト樹脂タイプ含む
ブックスタンド	ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む	
ペンスタンド	ペンホルダー等含む	

用途	対象品目	
一般事務用品	クリップケース	ゼムクリップ、マグネットボックス等含む
	はさみ	
	マグネット（玉）	※フック、クリップは対象外
	マグネット（バー）	
	テープカッター	机上用、ハンディータイプ、テープ含む
	パンチ	
	モルトケース	
	紙めくりクリーム	
	鉛筆削り（手動）	
	OAクリーナー （ウェットタイプ）	※詰替用は対象外
	OAクリーナー （液タイプ）	ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ※詰替用は対象外
	ダストブロワー （エアダスター）	
	レターケース	デスクチェスト、小物キャビネット等含む
	メディアケース	箱状のもの、ブックタイプのもの
	マウスパッド	
	OAフィルター（枠あり）	
	丸刃式紙裁断機	ペーパーカッター、デスクカッター等
	カッターナイフ	

用途	対象品目	
一般事務用品	カッティングマット (カッターマット)	
	デスクマット	
	OHPフィルム	※ラミネートフィルムは対象外
絵画用品	絵筆	※刷毛は対象外
	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ※ペンキは対象外
	墨汁、朱液	
事務用のり	のり(液状) (補充用を含む)	
	のり(澱粉のり) (補充用を含む)	
	のり(固形) (補充用を含む)	
	のり(テープ) (補充用を含む)	
ファイル・ バインダー類	ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・穴を開けてとじる各種ファイル(フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル) ・穴を開けずに閉じる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、半キングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋挟(クリップボード)、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等) ・コンピューター用データファイル(キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般(替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類、文書用保存箱(イージーキャビネット)、サンプルボックス、チャック付ケース等)
	バインダー	MP、リング、その他、コンピューター用等
	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙等

用途	対象品目	
ファイル・ バインダー類	アルバム（台紙を含む）	台紙式、ポケット式、工事用等
	つづりひも（綴じ紐）	
	カードケース	名刺整理箱等含む
紙製品	事務用封筒（紙製）	クッション材入りのものを含む ※祝儀袋等は対象外
	窓付き封筒（紙製）	
	けい紙	模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、 ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算 用紙、集計用紙、社内用紙等
	ノート	
	パンチラベル	
	タックラベル （主にタイトル用）	宛名用、タイトル用、OA用
	インデックス（主に見出し用）	
	付箋紙	ロールタイプ含む
その他	付箋付きフィルム	ロールタイプ含む
	黒板拭き	
	ホワイトボード用イレー ザー	※交換用は対象外
	額縁	フレーム、パネル等含む
	ごみ箱	
	リサイクルボックス	多段式、連結式

用途	対象品目	
その他	名札（机上用） （カード立て）	
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
	鍵かけ（フックを含む）	
	チョーク	
	グラウンド用白線	
	梱包用バンド	紙ひも等
	ラベルテープカートリッジ	※インクリボンカセットは対象外

【備考】

※金属が主要材料であって、プラスチック、木質または紙を使用していないものは対象外とする。

③ オフィス家具等

判断基準となるラベル等

優先順位 1	<p>グリーン購入法適合商品</p>   <p>エコマーク</p>  <p>JOIFA グリーンマーク</p> 
優先順位 2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>森林認証紙</p>   <p>間伐材紙 間伐材マーク</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">再生材を使用しているもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">植物由来のプラスチックを使用しているもの</div> <p>JIS マーク</p>  <p>※主要材料が木材のもののみ</p>

対象品目	
いす	回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ※座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外
机	デスク、テーブル、カウンター作業台など含む
棚	ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む
収納用什器（棚以外）	システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	展示パネル、案内板（インフォメーションボード）等含む
黒板	電子黒板、キャプチャーボード等含む

対象品目	
ホワイトボード	

【備考】

※いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とします。

※棚及び収納用什器については、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とします。

【参考】

(一社) 日本オフィス家具協会 (JOIFA) 「グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]」
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

④ 画像機器等

判断基準となるラベル等

優先順位 1	グリーン購入法適合商品  	エコマーク 	E & Q マーク 
優先順位 2	「エコ商品ねっと」 掲載商品 	国際エネルギースタープログラム（エネスタ） 	※複合機、プリンタ、プリンタ複合機及び スキャナは Version3.0, コピー機, リユース機, プロ用機器は Version2.0 を適用

対象品目	
コピー機（複写機）	
複合機	
拡張性のあるデジタルコピー機	
プリンタ	
プリンタ複合機	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
トナーカートリッジ	トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ※回収カートリッジ、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外
インクカートリッジ	インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ※容器にインクを補充するタイプは対象外

【備考】

※リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関しても、判断基準となるラベル等が確認できるものを選択してください。

⑤ パーソナルコンピューター等

判断基準となるラベル等

優先順位 1	<p>グリーン購入法適合商品  </p> <p>エコマーク </p> <p>記録用メディアはケースがスリムタイプ(5mm程度以下)またはスピンドルタイプのもの </p> <p>省エネルギーラベル制度  ※磁気ディスク装置のみ</p>
優先順位 2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品 </p> <p>P Cグリーンラベル ※パソコンのみ </p> <p>国際エネルギースタープログラム (エネスタ) </p> <p>省エネルギーラベル制度 (オレンジ) </p> <p>省エネルギーラベル制度  ※電子計算機のみ</p> <p>※電子計算機のみ クライアント型電子計算機: 省エネ基準達成率 85%以上 </p> <p>J-Moss グリーンマーク </p>

対象品目

パーソナルコンピューター	※タブレットPCは対象外
磁気ディスク装置 (ハードディスク)	
ディスプレイ	
記録用メディア (CD、DVD、BD)	※USBメモリ、SDカードは対象外

⑥ オフィス機器等

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 エコマーク</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> </div> <p>掛け時計は以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光電池式 ・太陽電池＋一次電池使用（5年以上使用可能） ・一次電池使用（5年以上使用可） <p>JIS マーク</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>JIS</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※アルカリ・小型充電式電池のみ</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 </div>
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>GPN掲載</p> </div>

対象品目	
シュレッダー	
デジタル印刷機	
掛時計	
電池式卓上計算機（電卓）	
一次電池または小型充電式電池（単1～単4形）	

⑦ 家電製品

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 エコマーク</p>    <table border="1" data-bbox="976 421 1350 589"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖房便座</td> <td>141kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座</td> <td>貯湯</td> <td>175kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間</td> <td>97kwh/年以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気便座は上記を満たすこと</p>	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座	141kwh/年以下	温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下	瞬間	97kwh/年以下			
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)												
暖房便座	141kwh/年以下												
温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下											
	瞬間	97kwh/年以下											
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品 統一省エネラベル</p>    <table border="1" data-bbox="1066 678 1439 801"> <tr> <td colspan="2">旧ラベルは☆4以上、39V型以下のテレビは☆3以上、新ラベルは下記の省エネ基準達成率を満たす必要がある</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1066 813 1439 994"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>省エネ達成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫</td> <td>86%以上</td> </tr> <tr> <td>電気冷凍庫</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>テレビジョン受信機</td> <td>198%以上 (39V型以下は149%以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>J-Moss グリーンマーク ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ 省エネラベル (緑色) ※電子レンジのみ</p>    <table border="1" data-bbox="1088 1066 1471 1144"> <tr> <td>テレビジョン受信機は、リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下のもの</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1088 1167 1471 1245"> <tr> <td>電子レンジは待機時消費電力 0.05W 以下のもの</td> </tr> </table>	旧ラベルは☆4以上、39V型以下のテレビは☆3以上、新ラベルは下記の省エネ基準達成率を満たす必要がある		区分	省エネ達成基準	電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫	86%以上	電気冷凍庫	90%以上	テレビジョン受信機	198%以上 (39V型以下は149%以上)	テレビジョン受信機は、リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下のもの	電子レンジは待機時消費電力 0.05W 以下のもの
旧ラベルは☆4以上、39V型以下のテレビは☆3以上、新ラベルは下記の省エネ基準達成率を満たす必要がある													
区分	省エネ達成基準												
電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫	86%以上												
電気冷凍庫	90%以上												
テレビジョン受信機	198%以上 (39V型以下は149%以上)												
テレビジョン受信機は、リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下のもの													
電子レンジは待機時消費電力 0.05W 以下のもの													

対象品目

電気冷蔵庫	
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	オーブンレンジ含む

⑧ エアコンディショナー等



判断基準となるラベル等

優先順位 1	<p>グリーン購入法適合商品</p>   <p>JIS マーク</p>  <p>ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ A P F p (期間成績係数) が 1.07 以上のもの</p> <p>省エネラベル (緑色) ※ストーブのみ</p> 
優先順位 2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>統一省エネラベル (☆4 以上のもの)</p>  <p>家庭用エアコンディショナーのみ</p> <p>エアコンディショナーは冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であるもの</p> <p>ガスヒートポンプ式冷暖房機はオゾン層破壊物質不使用のもの</p>

対象品目	
エアコンディショナー	※除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外
業務用エアコンディショナー	
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ガストーブ	F F 式暖房機 (密閉式強制対流式) ※吸排気筒等が無い開放式の暖房機は対象外
石油ストーブ	

⑨ 温水器等

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>G 法 適合</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>グリーン 購入法適合</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>業務用のヒートポンプ式電気給湯器は年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率（年間加熱効率）が 3.20 以上</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>省エネラベル（緑色） ※ガスコンロ及びガスオープンのみ</p>  </div>
<p>優先順位 2</p>	<p>省エネラベル（緑色）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ヒートポンプ式電気給湯器（家庭用）はノンフロンのも</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ガス・石油温水機器の内、潜熱回収型は、エネルギー消費効率が 90 以上のもの</p> </div>

対象品目

ヒートポンプ式電気給湯器	
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガスコンロ	
ガスオープン	

⑩ 照明

判断基準となるラベル等






























<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる</p> <p>エコマーク ※電球形LEDランプのみ</p> <p>省エネラベル（緑色） ※ガスコンロ及びガスオープンのみ</p>    
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」 掲載商品</p> <p>GPN掲載</p> <p>LED照明器具は光源寿命が 40,000 時間以上</p> <p>電球形 LED ランプは定格寿命が 40,000 時間以上 ビーム開き 90 度未満の反射形は 30,000 時間以上</p> <p>直管型蛍光ランプ（40 形）は 光源寿命が 10,000 時間以上</p> <p>電球形蛍光ランプは定格寿命が 6,000 時間以上</p>

対象品目

<p>LED照明器具</p>	<p>つり下げ形、じか付け形、埋め込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ※卓上スタンドは対象外</p>
<p>直管形蛍光ランプ（40 形）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ（Hf）：FHF32～、FHN・R22～、FHN22～ ・ラピッドスタート形：FLR40～ ・スタータ形
<p>電球形状のランプ（LED ランプ）</p>	<p>※直管型、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するラン プは対象外</p>
<p>電球形状のランプ（蛍光ラ ンプ）</p>	<p>※直管型、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するラン プは対象外</p>

⑪ 自動車等

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>G 法適合 グリーン購入法適合</p> <p>エコマーク ※2サイクルエンジンのみ</p>  <p>低燃費タイヤ統一マーク ※乗用車用タイヤのみ</p>  <p>自動車等 ※乗用車のみ (電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車)</p> <p>次世代自動車 ※乗用車以外 (電動車等、天然ガス自動車およびクリーンディーゼル車)</p> <p>※内燃機関を有する車両(ハイブリッド車、クリーンディーゼル車)は、優先順位2の燃費、低排出ガスの基準を満たす必要がある。</p>																
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>GPN掲載</p> <p>次世代自動車 ※乗用車のみ (天然ガス自動車およびクリーンディーゼル車)</p> <p>車種別・燃料種別の燃費、排ガスラベル基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【乗用車】</th> <th>【乗用車以外】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車燃費性能評価・公表制度 2020(平成32)年度基準</td> <td>自動車燃費性能評価・公表制度 平成27年度基準</td> </tr> <tr> <td> 平成32年度燃費基準達成車</td> <td> 平成27年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td> 2020年度燃費基準達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減</td> <td>低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減</td> </tr> <tr> <td> 低排出ガス車</td> <td> 低排出ガス車</td> </tr> <tr> <td> 低排出ガス車</td> <td> 低排出ガス車</td> </tr> <tr> <td> 低排出ガス車</td> <td> 低排出ガス車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小型貨物車(2.5ト以下)のLPガス自動車のみ平成17年50%低減</p> <p>ガソリン車、LPガス自動車は、燃費、低排出ガスの基準を満たす必要があるが、ディーゼル車は、燃費基準のみ満たせばよい。</p>	【乗用車】	【乗用車以外】	自動車燃費性能評価・公表制度 2020(平成32)年度基準	自動車燃費性能評価・公表制度 平成27年度基準	 平成32年度燃費基準達成車	 平成27年度燃費基準達成車	 2020年度燃費基準達成車		低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減	低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減	 低排出ガス車	 低排出ガス車	 低排出ガス車	 低排出ガス車	 低排出ガス車	 低排出ガス車
【乗用車】	【乗用車以外】																
自動車燃費性能評価・公表制度 2020(平成32)年度基準	自動車燃費性能評価・公表制度 平成27年度基準																
 平成32年度燃費基準達成車	 平成27年度燃費基準達成車																
 2020年度燃費基準達成車																	
低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減	低排出ガス車認定制度 平成30年50%低減または平成17年度75%低減																
 低排出ガス車	 低排出ガス車																
 低排出ガス車	 低排出ガス車																
 低排出ガス車	 低排出ガス車																

対象品目

自動車(リース・レンタル含む)	乗用車	乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5ト以下の乗用車(普通自動車、小型自動車および軽自動車)
	小型バス	乗車定員11人以上、車両総重量3.5ト以下の乗用車

対象品目		
自動車（リース・レンタル含む）	小型貨物車	軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車
	バス等	乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トン超の乗用自動車
	トラック等	車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車（けん引自動車を除く）
	トラクタ	車両総重量 3.5 トン超のけん引自動車（けん引自動車に限る）
乗用車用タイヤ	※スタッドレスタイヤは対象外	
2サイクルエンジン油		

⑫ 消火器	
判断基準となるラベル等	
優先順位 1	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>エコマーク</p>   
優先順位 2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> 

対象品目	
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末ABC消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む <p>※エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外</p>

⑬ 制服・作業服等

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>エコマーク</p> <p>エコ・ユニフォームマーク</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>      
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>再生材を使用したもの</p> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p> 

対象品目

<p>制服</p>	<p>ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>
<p>作業服</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、手術衣、スクラブ等含む
<p>帽子</p>	<p>ポリエステル繊維を使用した製品</p>

【備考】

※ポリエステル繊維および植物を原料とする合成繊維を含まないもの（綿100%製やゴム製等）は対象外。

⑭ インテリア・寝装寝具

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>エコマーク</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>フレームマーク</p> <p>衛生マットレス</p>      
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>GPN掲載</p> <p>再生材を使用したもの</p> <p>未利用繊維・反毛繊維を使用したもの</p> <p>ベッドフレームは間伐材、端材等の再生資源か合法材を使用したもの、またはバージンパルプの合法性が担保されたもの</p> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p> <p>JISマーク ※ベッドフレームのみ</p>  <p>マットレスはフロン類不使用のもの、またはホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下のもの</p>

対象品目

<p>金属製ブラインド</p>	
<p>布製ブラインド</p>	<p>ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>
<p>カーテン</p>	<p>ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>
<p>タフテッドカーペット</p>	
<p>タイルカーペット</p>	
<p>織じゅうたん</p>	
<p>ニードルパンチカーペット</p>	
<p>毛布</p>	<p>ポリエステル繊維を使用した製品</p>

対象品目	
ふとん	ポリエステル繊維、再使用した詰物を使用した製品
ベッドフレーム	※金属製のものは対象外 ※医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外
マットレス	※高度医療に用いるものは対象外

【備考】

※布製ブラインド、カーテンについては、ポリエステル繊維および植物を原料とする合成繊維を含まないもの（綿100%製やゴム製等）は対象外です。

⑮ 作業手袋	
判断基準となるラベル等	
優先順位1	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>エコマーク</p>   
優先順位2	<p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>再生材を使用したもの</p> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p> <p>GPN掲載</p> <p>未利用繊維・反毛繊維を使用したもの</p>

対象品目	
作業手袋	<p>・主要材料が繊維の製品が対象</p> <p>※革、ゴム、ビニール手袋等の繊維を使用していないものは対象外</p>

⑯ その他繊維製品

判断基準となるラベル等




<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>エコマーク</p> <p>PET ボトルリサイクル 推奨マーク</p>    
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」 掲載商品</p> <p>GPN掲載</p> <p>再生材を使用したもの</p> <p>未利用繊維・反毛繊維を使用したもの</p> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p>

対象品目

<p>集会用テント</p>	
<p>ブルーシート</p>	
<p>防球ネット</p>	
<p>旗</p>	
<p>のぼり</p>	
<p>幕（横断幕、懸垂幕）</p>	
<p>モップ</p>	

⑰ 災害備蓄用品

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p>  	<p>①：賞味期限が5年以上 ②：賞味期限が3年以上 ※対象品目名の番号該当</p> <p>※飲食料は上記の表示があること</p> <p>非常用携帯燃料は品質保証期限が5年以上</p>
<p>優先順位 2</p>	<p>「エコ商品ねっと」 掲載商品</p> 	<p>携帯発電機は騒音レベルが98デシベル以下または連続運転可能時間が3時間以上（カセットポンベ型は1時間以上）のもの</p> <p>非常用携帯電源は電気容量が100Wh以上または保証期間・使用推奨期限が5年以上のもの</p>

対象品目

①災害備蓄用飲料水	
①アルファ化米	
①保存パン	
①乾パン	
①レトルト食品等	
②栄養調整食品	
②フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
携帯発電機	
非常用携帯電源	

⑱ ごみ袋等

判断基準となるラベル等

<p>優先順位 1</p>	<p>グリーン購入法適合商品 ※カタログなどにより表記が異なる。</p> <p>バイオマスプラスチックマーク</p> <p>植物由来のプラスチック（バイオマスプラスチック）を 25% 使用したもの</p> <p>再生プラスチックを 40% 以上使用したもの</p>    
<p>優先順位 2</p>	<p>PET ボトルリサイクル 推奨マーク</p> <p>植物由来のプラスチック（バイオマスプラスチック）を使用したもの</p> <p>再生プラスチックを使用したもの</p> 

対象品目

<p>プラスチック製ごみ袋</p>	<p>行政事務によって発生した廃棄物の処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋</p>
-------------------	--

⑲ 印刷物（外部発注）

対象品目	判断基準	配慮事項
<p>広報紙、報告書等、ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット</p>	<p>グリーン購入法適合※1の用紙・封筒を使用（冊子の表紙は除く。） ただし、色上質紙を使用する場合は、古紙パルプが配合されていること</p>	<p> の対象品目は以下の①・②を満たすこと。 ①リサイクルに適した用紙。インキ等の資材を使用※2 ②印刷物へのリサイクル適正の表示※2</p>
<p>封筒</p>		
<p>窓付き封筒</p>		
<p>製本機やOCR装置を使用する通知書等</p>	<p>森林認証材パルプや間伐材等パルプ（環境に配慮したバージンパルプ）を使用</p>	

印刷の種類	
オフセット印刷	植物由来のインキ（植物油インキ等）またはNL規制適合インキ（化学安全性の基準を満たした）を使用
デジタル印刷	化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用
上記共通事項	再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示

P33「－環境に配慮した印刷物を発注する前に－」及び「－印刷仕様書例－」を参考に印刷物を発注するほか、P34「－リサイクルしやすい印刷資材について（配慮事項）－」も検討すること。

【備考】

※1 グリーン購入法適合の用紙・封筒とは、以下の条件を満たしたもの	
印刷用紙	総合評価値 80 以上の用紙 ※総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、秤量、塗工量など環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したもの。
フォーム（NIP）用紙	古紙パルプ配合率 70%以上、白色度 70%以下、塗工量が両面で 12 g/m ² 以下の用紙
封筒	古紙パルプ配合率 40%以上、かつ窓部分はグラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用した封筒
窓付き封筒	古紙パルプ配合率 40%以上、かつ窓部分はグラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用した封筒
※2 詳細はP34「リサイクルしやすい印刷資材について」を参照すること	

－再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法について－



※マークと文言で表紙
※マークのみ、文言のみの表示可能。
文言は基本的に自由。

例)この印刷物は環境に配慮した再生紙と植物油インキを使用しています。

【備考】

※再生紙使用マークは自由に使用できますが、古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認し、正しく表示してください。マークは「3R活動推進フォーラム」
http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html からダウンロード可能です。

【備考】

※植物性インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、印刷業者に確認し、使用規定等に基づいて正しく表示してください。

詳細は、印刷インキ工業連合会 HP http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html

－環境に配慮した印刷物を発注する前に－

- ① 電子媒体での代用を検討する。
- ② 代用できない場合は、環境負荷低減のため、適切なサイズ、ページ数、必要部数を考える。
- ③ 印刷方法は、オフセット印刷のほか、デジタル（オンデマンド）印刷も検討する。
※少部数や短時間作成の際には、デジタル印刷を検討することで、環境配慮となるほか、安価になる場合もあります。
- ④ 資源、エネルギーの消費や金額を抑えるため、校正の回数が少なく済むように、完成原稿での入稿に努める。

－印刷仕様書の例（チラシ・窓付き封筒）－

※通常のインキと環境に配慮した印との価格差が無い場合が多いため、積極的に環境に配慮したインキを指定してください。

品目	チラシ
用紙	コート紙、四六判 68 kg、グリーン購入法適合の用紙（総合評価値 80 以上）
規格	A 4 伴 2 頁（両面印刷）
インキ類	植物油インキを使用（印刷インキ工業連合会に登録されたもの）
印刷方法	オフセット印刷
備考	用紙やインキはリサイクルに適したものを使用してください。リサイクル適性の表示、再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、リサイクルに適した資材および古紙配合率、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認すること。

品目	窓付き封筒
用紙	クラフト用紙、75.5 kg、グリーン購入法適合の封筒（古紙パルプ配合率 40%以上）
窓部分	グラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用
インキ類	植物油インキを使用（印刷インキ工業連合会に登録されたもの）
備考	再生紙および植物油インキ使用の表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認すること。

－リサイクルしやすい印刷資材について（配慮事項）－

- 印刷物作成の際に使用する用紙やインキ、加工素材には、リサイクル対応型の資材がランク付けされています。ここでは、「Aランク」（紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない）となっている資材をご紹介します。可能な限りAランクの資材を使用して印刷物を作成しましょう。
「Aランク」以外の資材については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（日本印刷産業連合会）を確認してください。
- 下記★印の資材は、「リサイクル対応型印刷資材データベース」（日本印刷産業連合会）に掲載されていることを確認してください。
- リサイクル資材を使用した場合には、その旨の文言を表示すること。文言や表示場所などの詳細は、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（日本印刷産業連合会）を確認してください。

「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」

https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/

「リサイクル対応型印刷資材データベース」

https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/

紙

- 普通紙：アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙
- 加工紙：抄色紙/ファンシーペーパー/樹脂含浸紙（水溶性のもの）
※「抄色紙」「ファンシーペーパー」は、リサイクルに適したものか印刷業者へ確認してください。

インキ類

- 通常インキ：凸版インキ/平版インキ（オフセットインキ）/溶剤型グラビアインキ/溶剤型フレキソインキ/スクリーンインキ
- 特殊インキ：リサイクル対応型UVインキ★/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ（油性）
- 特殊加工：OPニス
- デジタル印刷インキ類：リサイクル型ドライトナー★





加工資材

- 製本加工：製本用針金/ホッチキス等/難細裂化EVA系ホットメルト★/PUR系ホットメルト★/水溶性のり
- 表面加工：光沢コート（ニス引き、プレスコート）
- その他加工：リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）★

【参考】判断基準となる環境ラベル

	<p>グリーン購入法適合商品</p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する）第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>エコマーク</p> <p>様々な商品（製品およびサービス）の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「エコ商品ねっと」に掲載されている商品</p> <p>グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を推進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p>
	<p>F S C 認証</p> <p>「F S C 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。F S C 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>P E F C 森林認証</p> <p>「P E F C 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。P E F C 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレ用紙とちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>バイオスマーク</p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等にあっている商品に表示されている。植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するため、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオスマーク認定商品は、安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>J O I F A グリーンマーク</p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>国際エネルギースタープログラム</p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほかEU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>E & Q マーク</p> <p>一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>

	<p>省エネラベリング制度</p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には、橙色のマークが表示されている。</p>
	<p>PCグリーンラベル</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース、リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。</p>
	<p>J-Mossグリーンマーク</p> <p>国内で販売される電気製品において化学物質※1の含有表示を標準化したもの。（標準化番号：JISC0950）このうち、特定の商品カテゴリーにおいては法令で表示が義務づけられている。対象となる商品カテゴリーは、パーソナルコンピューター、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電器レンジ、衣類乾燥機。</p> <p>※1 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの6物質が対象で、含有率が基準値以下の場合には「J-Mossグリーンマーク」を表示することができる。</p>
	<p>JISマーク</p> <p>工業標準化法第19条第20条等に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造事業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
 <p>旧ラベル 新ラベル</p>	<p>統一省エネラベル</p> <p>省エネ法に基づき、小売り事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
 <p>明日のために、ノンフロン。</p>	<p>ノンフロンマーク</p> <p>統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>
	<p>燃費基準達成ステッカー</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼り付け。</p>
	<p>低排出ガス車認定</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製造者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>
	<p>エコ・ユニフォームマーク</p> <p>日本被服工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済み指定PETボトルを、リサイクルしたもののおw主要構成部材の原料として使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。</p>
	<p>フレーム環境マーク</p> <p>環境と安全に配慮し、環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>

	<p>衛生マットレス</p> <p>衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」＜ホルムアルデヒド溶出量や抗菌防臭加工や厳選された材料（フェルト類は未利用繊維使用「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない）などの厳しい基準＞をクリアしたマットレスにのみつけられてる安心のマーク。</p>
	<p>バイオマスプラマーク</p> <p>バイオマスプラとは、植物等由来の有機物質を、プラスチック構成成分として所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック協会（JBPA）が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、同協会が使用を許可しているマーク。</p>
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率50%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率40%再生紙を使用</p>	<p>再生紙使用マーク</p> <p>「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発を行うためのシンボルマークとして定められたマーク。古紙パルプがどのくらい配合されているかを一目で判るようにしたもので、申請や届出不要で、誰でも自由に無料で使用可能。ただし、表示の際は以下に十分注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社に確認し、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに彫り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合した紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
	<p>植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が含有基準量以上のインキ。</p>

【参考】 Q & A

Q	判断基準を満たす製品は、従来の製品と比較し、高価な製品もあるが、それでも調達しなければならないのか。
A	調達にあたっては、従来考慮されてきた価格、品質等に加え、できる限り広範囲な物品について環境負荷の低減が可能かを考慮し、予算の制約も踏まえながら、調達を行うことが望ましい。初期投資費用だけではなく、製品の長寿命化を考慮したライフサイクル全体でのコストを踏まえて調達の検討をお願いします。
Q	19品目の内、印刷物（外部発注）には、「配慮事項」が設定されていますが、位置づけは？
A	物品を調達するにあたり、更に配慮することが望ましい事項です。
Q	デスクトップ型パソコンのディスプレイは「ディスプレイ」に含まれるのか。
A	ディスプレイがパソコン本体と分離している場合は、「ディスプレイ」の対象品目となります。ただし、パソコンとディスプレイが一体となっているデスクトップ型パソコンは「ディスプレイ」の対象とはなりません。
Q	グリーン購入することによってどのくらい環境にやさしいか指標はありますか？（例えばコピー用紙 500 枚（1 包）を通常のコピー用紙を購入するより〇〇が〇%削減になるなど）
A	一つひとつの品目について、どのくらい購入したら、どのくらいのCO ₂ 削減になるかなどの指標は持ち合わせておりませんが、国が令和元年度において国等の機関が調達した特定調達物品等による温室効果ガス排出削減量を算定可能な品目を選択し試算を行った結果、令和元年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、合計で 995,543 t-CO ₂ （家庭からのCO ₂ 排出量の約 518 千人分に相当）という数値が出されています。
Q	優先順位 1, 2 に記載されているラベル等がない場合はグリーン購入ではないと判断してよいか。
A	判断して構いません。

【参考】グリーン購入の推進に関する情報

■ 手引き等

- ・グリーン購入の調達者の手引き（令和4年2月）
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r4_tyoutatusya.pdf
- ・エコマークとグリーン購入法特定調達品目（2022年度版）
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/2022_hinmoku.pdf
- ・グリーン購入法（印刷） リサイクル対応型印刷物（リサイクル適性の表示、古紙リサイクル適性ランクリスト、資材確認票）について（社団法人 日本印刷産業連合会）
http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/index.html
- ・グリーン購入法<文具類>の手引（一般社団法人 全日本文具協会提供）
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/bungu.pdf>
- ・グリーン購入法の手引（オフィス家具等）（一般社団法人日本オフィス家具協会提供）
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/office-furniture.pdf>

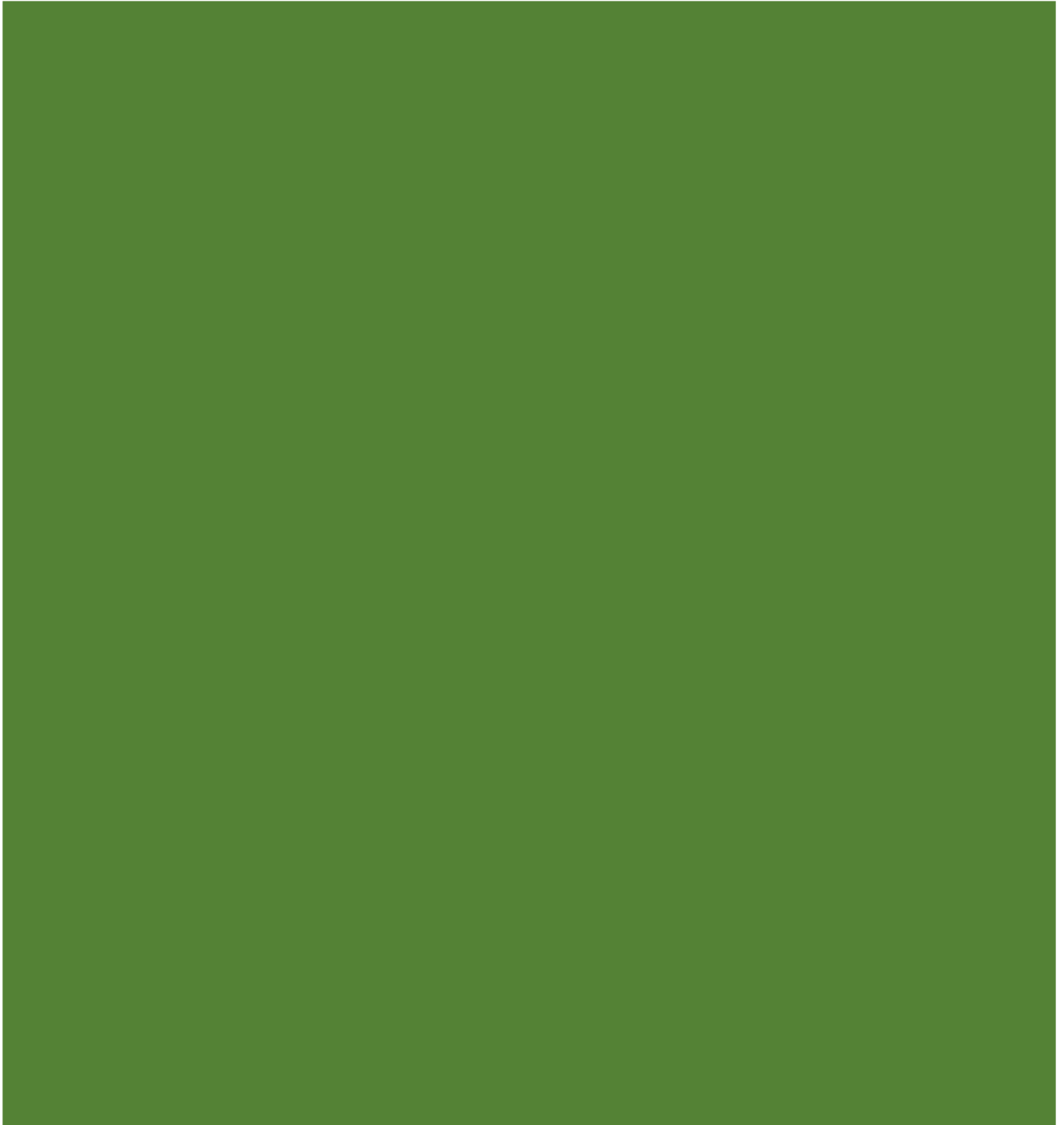
■ ガイドライン等

- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁）
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ioubatu/pdf/gaido1.pdf>
- ・森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/gl_cstw.html
- ・間伐材チップの確認のためのガイドライン（林野庁）
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kanbatu/pdf/guideline.pdf>

■ その他資料

- ・イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（2019年9月）
（イベントにおける環境配慮ガイドライン【プレミアム基準策定ガイドライン別冊】）
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/pre/guide_201909.pdf
- ・会議等の環境配慮のススメ
http://www.env.go.jp/policy/kaigi_hairyo/index.html

今、購入しようと考えている製品は、
環境に優しいものですか？



他の人は、もうすでに、
環境に配慮した製品を購入していますよ。